

## 町内会・自治会の活動にご協力をお願いします

問合せ／市民生活課(☎232-9151)または水戸市住みよいまちづくり推進協議会(☎228-6781)

町内会・自治会は、同じ地域に暮らす皆さんで組織され、自分たちの地域を住みよいものにするための活動を行っています。住みよいまちづくりには、

そこで生活している人同士がお互いに理解し合い、信頼し合うことが大切です。町内会・自治会の活動をとおして住みよいまちをつくりましょう。

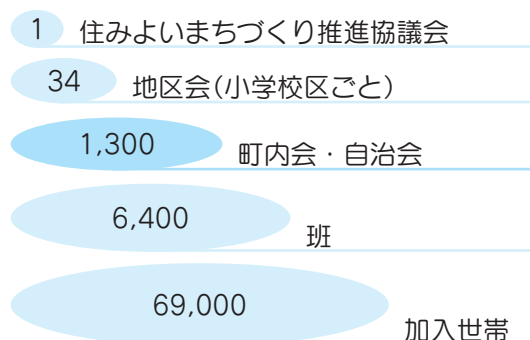
### 仕組みはどうなっているの？

市内には約1,300の町内会・自治会があり、加入世帯は数世帯から600世帯に及ぶものまであります。世帯数が多い町内会・自治会は、班をつくり、事務を分担しています。

各町内会・自治会は、34小学校区ごとの地区会に所属しています。地区会では運動会や祭りの開催、地区広報紙の作成などを行っています。さらに地区会が集まって、住みよいまちづくり推進協議会を組織し、各地区会の連携を図っています。

#### ▼会費はどれくらい？

会費は、町内会・自治会ごとに決められています。年間3,000円～6,000円程度で、町内会・自治会の活動に使われています。



### 町内会・自治会はどんな活動をしているの？

主な活動内容は次のとおりです。町内会・自治会によって内容は異なります。

#### 防災訓練の実施

訓練をとおして災害に備えることは、いざというときの助け合いにつながります。



#### 防犯灯の維持管理

安全・安心のため、町内に防犯灯を設置し、維持管理を行っています。



#### 住民同士の交流促進

地域の行事に参加することで、ご近所とふれあう機会が増えます。

#### 子どもや高齢者の見守り

声かけなどを行い、子どもや高齢者を地域みんなで見守ります。

#### 回覧板、広報紙の配布

回覧などにより、地域の情報を得やすくなります。

そのほか清掃活動、資源物回収、緑化の推進 など

### 加入するには？

町内会・自治会に加入するには、町内会長・自治会長に加入したいことを伝えましょう。

会長が分からないときは、転入時などに配布される加入取次依頼書(※1)に必要事項を記入し、各市民センターや茨城県宅地建物取引業協会登録事業者(※2)に提出してください。後日、町内会長・自治会長から加入希望者に連絡があります。右の二次元

コードからも申込むことができます。

※1 加入取次依頼書は、各市民センターに設置しています。

※2 市と茨城県宅地建物取引業協会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会は、「町内会・自治会の加入促進に関する協定」を締結しています。

